

# 規 約 ・ 規 程

# 熊本県高等学校体育連盟規約

## 第1章 名 称

第1条 本連盟は熊本県高等学校体育連盟と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本連盟は体育・スポーツ活動をとおして、生徒の競技力向上や相互の交流を深め、心身ともに健全な生徒の育成を図ることを目的とする。

## 第3章 事 務 局

第3条 本連盟の目的遂行のため、事務局を置く。

## 第4章 組 織

第4条 本連盟は、連盟の目的及び事業に賛同する県内高等学校等の加盟により組織する。

第5条 本連盟には、評議員会で承認された専門部及び準専門部、並びに特別委員会を置く。その細則については、別に定めるものとする。

## 第5章 事 業

第6条 本連盟は第2章の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 高等学校に係る体育・スポーツ大会の開催
- 2 高等学校に係る学校体育・スポーツ活動に関する調査研究、広報
- 3 その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第6章 役 員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	2 名
校 長 理 事	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名
会 計	1 名

その他、会長は評議員会に諮り顧問及び参与若干名を委嘱することができる。

- 第8条 評議員は加盟学校の校長及び体育主任等各1名をもって充てる。
- 第9条 会長、副会長、理事長、校長理事及び監事は役員改選選考委員会を経て理事会で推挙し、評議員会で承認する。
- 2 役員改選選考委員会は、会長、副会長、理事長、校長理事、理事の代表で構成する。
- 第10条 会長は本連盟を代表して会務を統轄し、理事会及び評議員会を招集するとともに、その議長となる。
- 第11条 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 第12条 理事長は理事の委任により会務全般の遂行にあたる。
- 第13条 副理事長は理事の中から会長が委嘱し、理事長を補佐する。
- 第14条 校長理事は特別委員会等の会務を処理する。
- 第15条 理事は評議員の互選とし、評議員会の決議に基づき会務を処理する。
- 第16条 常任理事は理事の中から会長が委嘱する。
- 第17条 監事は会計を監督する。
- 第18条 会長、副会長、理事及び監事が評議員の中から選出されたときは、これに代わる評議員を選出することができる。
- 第19条 会計は会長が委嘱し本連盟の事務及び会計を掌る。
- 第20条 会長は顧問及び参与に本連盟の重要事項に関し諮問することができる。
- 第21条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了しても後任者が就任するまでの職務を行う。

## 第7章 会 議

- 第22条 会議は出席数及び委任状の提出数を合わせ構成人員の2分の1以上をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
- 第23条 評議員会は会長、副会長、理事長、副理事長、校長理事、常任理事、理事及び評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は本連盟の重要事項を決議する。
- 第24条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、校長理事、常任理事及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は本連盟諸般の常務を処理する。
- 第25条 緊急かつ軽易な事項については、理事会もしくは常任理事会が処理することができる。
- 2 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

## 第8章 会 計

- 第26条 本連盟加盟校は会費を納入する。
- 第27条 本連盟主催大会に参加する生徒は参加料を納入する。
- 第28条 本連盟の経費は次の収入をもって充てる。
- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 1 会 費      |                 |
| 全日制1人      | 800円            |
| 定時制1人      | 530円            |
| 特別支援学校1人   | 530円            |
| 通信制1校      | 35,000円         |
| 2 参 加 料    |                 |
| 加盟校参加生徒1人  | 500円            |
| 非加盟校参加生徒1人 | 1,000円          |
| ダンス発表会1校   | 10,000円         |
|            | (非加盟校1校13,000円) |
| 3 寄 付 金    |                 |
| 4 その他の収入   |                 |
- 第29条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第30条 会計年度の終わりに余剰金がある時は翌年度に繰り越す。

第31条 本連盟の予算はその会計年度開始前理事会で編成し、評議員会の承認を得る。決算はその年度終了後理事の承認を経て評議員会に報告し、その承認を得る。

#### 第9章 専門部

第32条 本連盟事業遂行のため専門部及び準専門部を置く。  
2 各専門部には部長1名、委員長1名、副委員長1名、専門委員若干名を置く。  
3 準専門部には委員長のみ置くことができる。  
4 任期は2年とし、再任を妨げない。但し専門委員長の再任は原則として3期までとする。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第33条 専門部長は理事会で推挙し評議員会で承認する。専門部長はその専門部を統轄する。

第34条 専門委員長は理事会で推挙し評議員会で承認する。

第35条 専門委員は専門部並びに評議員の推薦により会長が委嘱する。

#### 第10章 特別委員会

第36条 本連盟の目的を推進するため特別委員会を置く。  
2 特別委員会は規約等検討委員会、安全対策検討委員会、基本問題検討委員会とし、必要に応じて設置することができる。  
3 委員会には、本会の役員の中から会長が委嘱した顧問1名、委員長1名、委員若干名を置く。

#### 第11章 附 則

第37条 (1) 本規約は昭和42年4月から施行する  
(2) 平成12年4月1日事務局移転に伴い一部改訂  
(3) 平成14年2月26日一部改訂  
(4) 平成15年2月26日一部改訂  
(5) 平成17年2月25日一部改訂  
(6) 平成19年4月12日一部改訂

## 熊本県高等学校体育連盟競技会開催規程（基準）

主 旨 本連盟は、高等学校の生徒の心身の発達段階を考慮し、学業と体育行事ならびに社会的経済的な情勢を配慮し、次のように競技規程を定める。

### 1 本連盟が関与する競技会

#### （１）本連盟が主催する競技会

ア 熊本県高等学校総合体育大会〇〇〇〇競技大会  
（兼九州大会・全国高校総合体育大会県予選）

イ 熊本県高等学校〇〇〇〇競技大会（新人・学年・学年別）大会

#### （２）本連盟が共催または後援する競技会

ア 九州高等学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟が承認した国際大会。

イ 種目別競技団体が主催する競技会のうち本連盟が認めたもの。

ウ その他、別途定める「熊本県高等学校体育連盟共催・後援基準」に従い、本連盟が認めたもの。

### 2 競技会開催の目的

高等学校教育の一環として、広くスポーツ実践の機会を与え、競技力の向上を図り、心身の健全な生徒を育成するとともに、生徒相互の親睦を図る目的で開催すること。

### 3 主催者

1 の（１）については、熊本県高等学校体育連盟の主催とし、共同主催とする場合は、種目別競技団体を加えてもよい。

### 4 主管

熊本県高等学校体育連盟（種目名）専門部

### 5 後援

種目別競技団体および報道機関

### 6 大会役員

名誉会長 県教育長

名誉副会長 共催競技団体会長（必要があれば）

会長 県高体連会長

副会長 県高体連副会長

県高体連種目専門部長

顧問	県教育委員長、県教育委員、県体育協会長、各競技団体長
参与	体育保健課長、県スポーツ協会専務理事、各競技団体理事長
大会委員長	県高体連理事長
大会副委員長	県高体連各種目専門委員長
大会委員	県高体連各種目専門委員

※顧問、参与は共催、後援団体により必要に応じて委嘱する。

## 7 大会開催地および会場

- (1) 熊本県高等学校総合体育大会の開催地は原則として熊本市内とし、その他の主催大会の開催地は教育上無理のない地域とする。
- (2) 会場は原則として高等学校とし、特別な場合のみ公共施設等を会場とすることができる。
- (3) 主催大会の開催地を変更する場合は理事会に諮り、高体連会長の承認を必要とする。

## 8 大会の期間

競技日程は生徒の健康管理に留意し、合理的かつ短期間に行うものとする。

- (1) 期間は2日間を原則とする。天候等のため延期の可能性がある種目はあらかじめ予備日を設定する。
- (2) 大会開催日は土曜日、日曜日および祝日を除く休業日とする。  
天候、会場等のやむをえぬ事情による上記以外の開催は、高体連会長の承認を必要とする。
- (3) 熊本県高等学校総合体育大会は、全種目の同期日開催とし、3日間を原則とする。ただし、登山、バスケットボール、陸上、ハンドボール、卓球、ボクシング、バレーボールは4日間、ラグビー、テニス、ソフトテニス、バドミントンは5日間、サッカーは6日間（ただし、参加チーム数が64以上の場合は7日間）認める。

## 9 競技規則

原則として、当該年度の日本スポーツ協会種目別競技規則による。

## 10 競技方法

- (1) 種目別の学校対抗競技とする。
- (2) 競技は原則としてトーナメント戦方式で行う。

## 11 参加資格

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 本連盟加盟校の生徒で、当該競技要項により参加の資格を得たもの。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。

ただし、出場回数は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。

※令和4年度県高校総体の「平成〇〇年」は、平成15年となる。

※令和4年度新人戦の「平成〇〇年」は、平成16年となる。

また、「第1学年及び第2学年、またはそれに相当する学年に在籍する生徒とする。」を追記する。

- (4) チームの編成において、全日制課程と定時制課程、通信制課程の生徒の混成を認めない。
- (5) 広域通信制高等学校の参加にあたっては、以下のとおりとする。
  - ア 広域通信制高等学校の加盟にあっては、全国高等学校体育連盟が示す「広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連加盟への加盟について（平成26年5月20日全面改定）」を適用する。
  - イ 大会の参加は原則として、熊本県高等学校体育連盟定時制・通信制総合体育大会とする。
  - ウ 運動部活動が教育活動の一環として、日常継続的に顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯等の運営が適切であること。
  - エ ウに伴い全日制大会参加の特例として、運動部活動が可能な学校に在籍し、かつ日常的に県内で練習等の活動が行われていること。
- (6) 複数校合同チームによる大会参加
  - ア 再編・統合の対象となる学校について認める。
  - イ 少子化に伴う部員不足による複数校合同チームの大会参加は、別途に定める「複数校合同チームの大会参加規程」に従う。
- (7) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年未満）の生徒の参加は認めない（外国人留学生もこれに準ずる）。ただし一家転住等のやむを得ない事由による場合は、高体連会長の認可があれば、この限りではない。
- (8) 参加選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (9) その他の事項については、全国高等学校体育連盟規程、九州高等学校体育連盟規程の参加資格に準ずる。
- (10) 参加資格の特例
  - ア 上記（1）（2）に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、県高体連が承認した生徒について、「大会参加資格の別途に定める規程」に従い、大会参加を認める。
  - イ 上記（3）のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

## 12 参加制限

- (1) 団体種目 当該専門部規程による。
- (2) 個人種目 理事会と専門部との協議により決定する。

### 13 引率・監督

- (1) 引率責任者は当該校の教員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。ただし、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合はスポーツ安全保険(傷害、賠償責任保険等)に必ず加入することを条件とする。

### 14 個人情報の取扱い

本大会の参加申込書等によって取得した個人情報の取扱いについては、「熊本県高等学校体育連盟個人情報保護方針」に基づき取り扱う。

なお、参加申込書の提出をもって、これらの取扱いに関して参加者生徒及びその保護者の承諾を得たものとして対応する。

- (1) 参加申込書に記載された個人情報の取扱い
  - ア 大会プログラムへ掲載する
  - イ 競技場内でのアナウンス等による照会・コールすることがある
  - ウ 競技場内外の掲示板等に掲示されることがある
- (2) 競技結果(記録)等の取扱い
  - ア 熊本県高等学校体育連盟ホームページで公開することがある
  - イ 大会報告書、熊本県高等学校体育連盟年報、熊本県高等学校体育連盟周年記念誌へ掲載することがある
  - ウ 報道機関等の取材により、新聞等のメディアで公開されることがある

### 15 肖像権の取扱い

本大会における競技者及び指導者並びにその他の関係者の肖像の取扱いについては、「公益財団法人全国高等学校体育連盟肖像権の取扱規程」に基づき取り扱う。

なお、参加申込書の提出をもって、これらの取扱いに関しては、参加者生徒及びその保護者の承諾を得たものとして対応する。

### 16 参加申込

- (1) 大会要項に従い、校長の責任において申込む。
- (2) 申込締切、申込先は主管専門部毎に定める。

### 17 参加料

- (1) 加盟校 500円×エントリー人数
- (2) 非加盟校 1,000円×エントリー人数
- (3) ダンス発表会 1校 10,000円  
※非加盟校 1校 13,000円
- (4) 納入方法は、学校毎にとりまとめ、加盟校及び非加盟校ともに参加申し込み

と同時に所定の要領で、指定口座に振り込むこと。

#### 18 表 彰

(1) 6位までを入賞とし、団体は3位まで、個人種目は6位までに賞状を授与することができる。

(2) 団体優勝には優勝旗を授与する。

#### 19 プログラム

プログラムは無料配布とし、広告は掲載しない。

※100円募金(スポーツ協会)を活用する。

#### 20 大会経費

(1) 各専門部の事業費でまかなうものとする。

(2) 経費の支出については、「熊本県高体連申合せ事項」に基づいて行うこと。

#### 21 参加上の注意

(1) 参加選手は、熊本県スポーツ災害見舞金、またはスポーツ傷害保険に加入していることが望ましい。

(2) 競技中に生じた疾病、傷害は主催者(主管専門部)で応急手当等を行う。

#### 22 主催競技会の実施要項

(1) 実施要項作成に当たっては、別途に定める「熊本県高体連競技会実施要項基準」による。

(2) 主催競技会の通知については、次の様式により行う。

ア A4用紙縦置きで作成し、左綴じとする。

イ 原則として裏表印刷で作成する。

#### 附 則

- 1 本連盟加盟校がこの規程に違反またはその恐れがあると理事会が認めた場合は、熊本県高体連はこれらを指導することができる。
- 2 上記以外にかかわる事項に関しては理事会において処理する。

平成19年 3月一部改訂

平成22年 3月一部改訂

平成30年11月一部改訂

令和 2年 6月一部改訂

令和 4年 4月一部改訂

## 複数校合同チームの大会参加規程

熊本県高等学校体育連盟

熊本県高等学校体育連盟(以下「県高体連」という。)が主催する大会への複数校合同によるチームの参加について、教育的配慮のもと、運動部活動の振興及び活性化等の見地から、次のように定める。

- 1 学校の再編・統合に伴う複数校合同チームの大会参加について
  - (1) 再編・統合の対象となった学校の部同士が合同チームを組み、大会へ参加することを認める。ただし、再編・統合の予定があっても、単独チームでの出場も可とする。
  - (2) 1人の選手が、単独チームと合同チームの両方からの大会出場はできない。
- 2 部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について  
部員不足等に伴う複数校合同によるチームの参加については、次の事項を確認し参加の可否を検討する。
  - (1) 大会参加を認めるための要件
    - ア 複数校合同チームでの参加を希望する関係学校長の参加要望があること。
    - イ 当該合同チームの大会参加について、専門部からの参加要望があること。
    - ウ 当該合同チームの大会参加について、大会に参加する他校(チーム)の承諾があること。
    - エ 当該合同チームの協会主催大会等における大会参加の実績があること。
    - オ 合同チームを構成する学校は同一地区に所在するなど、近隣校同士であることを原則とする。
    - カ 当該合同チームを構成する学校の部活動が、合同練習等、日頃の活動において計画的に合同で活動していること。
  - (2) 大会参加を認める範囲
    - ア 県高等学校総合体育大会等、全九州高等学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の予選大会となる県高体連主催大会については、勝敗にかかわらず1回戦及び予選のみの参加とする。なお、結果記録等の取扱いは競技特性を考慮して、各専門部の判断にゆだねる
    - イ 地区大会等への県高体連主催大会参加については、参加を認める範囲等について個別に審議するものとする。
  - (3) 複数校合同チームによる大会参加申請の手順  
複数校合同チームによる大会参加の申請は下記の手順による。
    - ア 複数校合同チームによる大会参加を希望する学校は、当該校長の連名による大会参加申請書に必要な資料を添え、参加申込締切1週間前までに当該専門部に提出すること。
    - イ 大会参加申請のあった専門部は、参加の可否に関する専門部としての見解を添え、遅滞なく県高体連会長にその旨を報告すること。
    - ウ 大会参加申請を受けた県高体連は、速やかにその内容を検討し、参加の可否を判断する。
    - エ 大会参加が適当と判断された場合、県高体連は速やかに別記様式による「参加承認書」を当該校長に送付する。

# 大会参加申請書

下記のとおり複数校合同チームによる大会参加を申請いたします。

## 記

### 1 大会名

### 2 合同チーム構成校

〇〇〇〇〇〇高等学校 住所

△△△△△△高等学校 住所

### 3 合同チームによる大会参加を希望する理由

〇〇〇〇〇〇高等学校

※現部員数及び学年、男女別等部員構成の詳細など、合同チームによる大会参加を希望する理由を、学校毎に具体的に記載すること。

△△△△△△高等学校

※現部員数及び学年、男女別等部員構成の詳細など、合同チームによる大会参加を希望する理由を、学校毎に具体的に記載すること。

### 4 添付資料

- (1) 当該運動部の年間活動計画等
- (2) 大会参加実績
- (3) 合同チーム選手名簿等
- (4) その他必要な資料を添付のこと

熊本県高等学校体育連盟

会長 ○ ○ ○ ○ 様

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇高等学校長 ○ ○ ○ ○ (印)

△△△△△△高等学校長 ○ ○ ○ ○ (印)

# 大会参加承認書

申請がありました合同チームによる大会参加について、下記のとおり参加を承認します。

## 記

### 1 大会名

### 2 合同チーム参加校

〇〇〇〇〇〇高等学校 住所

△△△△△△高等学校 住所

### 3 承認に当たっての条件

〇〇〇〇〇〇高等学校長 ○ ○ ○ ○ 様

△△△△△△高等学校長 ○ ○ ○ ○ 様

令和 年 月 日

熊本県高等学校体育連盟  
会長 ○ ○ ○ ○ (印)

# 大会参加資格の別途に定める規程

熊本県高等学校体育連盟

- 1 特別支援学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍し、全九州高等学校体育大会、全国高等学校体育大会熊本県予選大会に参加を認められた生徒であること。
  
- 2 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加を認める条件
    - ア 全国・九州・熊本県高体連の目的及び永年にわたる活動を理解しそれを尊重すること。
    - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢・修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
    - ウ 各学校にあつては、熊本県高体連の予選会からの出場が認められ九州・全国大会へのお出場条件が満たされていること。
    - エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に顧問教員の指導のもとに適切に行なわれており、活動時間帯が高等学校に比べて、著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
  - (2) 大会に際して守るべき条件
    - ア 全国・九州・熊本県高等学校体育連盟競技会開催規定基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 大会参加に際しては、当該校の教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策に講じておくこと。
    - ウ 大会開催に要する経費については、大会運営費総額分に見合う額を参加料として、応分の負担をすること。

## 熊本県高等学校体育連盟表彰規程

第1条 熊本県高等学校体育連盟（以下「県高体連」と称する。）では、表彰に関する規程を次の通り定めその該当者に対し表彰する。

第2条 この規程は、県高体連の普及振興に功績があった者及び優秀な成績を収めた監督や選手などに対し、その功績と栄誉を讃え表彰を行う事を目的とする。

第3条 前条に定める受賞者の候補者は、次の各号から推薦する。

- (1) 県高体連役員
- (2) 全国規模の大会における優勝監督または指導者
- (3) 優秀な成績を収めた選手

第4条 表彰者は理事会の承認を経て、評議員会に報告する。

第5条 表彰は、評議員会または各校で行う。

第6条 本規程表彰候補者推薦の基準は次の号に定める。

- (1) 次の県高体連役員が退任の際には表彰する。原則として重複表彰はしない

- ア 会長
- イ 副会長
- ウ 理事長
- エ 理事(校長理事、副理事長、常任理事を含む) 2期以上
- オ 専門委員長 3期以上
- カ その他、特に功績のあった者

- (2) 全国規模の大会における優勝監督または指導者

- ア 全国総体・国体・全国選抜大会における優勝監督または学校長の認めた指導者
- イ その他、特に功績のあった者

- (3) 優秀な成績を収めた選手

- ア 特別表彰

① 全国高等学校体育連盟が主催する全国総体で、優勝したチーム及び個人。

※全国高校駅伝大会における区間賞含む。

② 全国高等学校体育連盟が共催する全国大会で、優勝したチーム及び個人。

③ 国民体育大会で優勝したチーム及び個人。

- イ 県高校総体連続優勝表彰

① 熊本県高等学校体育連盟が主催する熊本県高等学校総合体育大会で、3年間引続き同一種目において優勝したチーム(学校)及び個人。

② 3年連続優勝以降は、5・8・10・12・15・18・20・22・25・28・30年、以後5年おきに連続優勝時に表彰を行う。

- ウ 卒業時表彰

熊本県高等学校体育連盟加盟校生徒で、その学校において体育及びスポーツ競技の成績が優秀と認められた者に対して卒業時に表彰する。(その人数は加盟校生徒数に比例して定める。)

第7条 附 則

- (1) 本規程は昭和53年2月28日に制定、施行
- (2) 昭和57年4月1日一部改訂
- (3) 平成元年4月1日一部改訂
- (4) 平成5年2月19日一部改訂
- (5) 平成15年2月26日一部改訂
- (6) 平成17年2月25日一部改訂
- (7) 平成28年1月27日一部改訂
- (8) 令和2年2月20日一部改訂

# 熊本県高等学校体育連盟

## 共催・後援基準

競技会の規模及び日程が、生徒の心身の発達からみて無理がなく、また、学業及び県高体連の運営にも支障がないよう、教育的に配慮され、かつ、熊本県高等学校体育連盟の目的に合った大会で、次に掲げる条件を満たす場合は、熊本県高等学校体育連盟が共催（名義）又は、後援することができる。

### 1 共催について

- ①期 日 学業に支障のない休業日に実施するよう配慮されていること。
- ②経 費 大会運営に関しては、開催競技団体負担とすること。
- ③大会規模 県下全域にまたがる大会であること。
- ④加 盟 熊本県高等学校体育連盟に専門部を設けていること。
- ⑤回 数 2回程度とする。
- ⑥申請手続 関係競技団体は、大会開催の1ヶ月前までに文書をもって申請すること。  
申請文書には、大会名・開催期日・会場・主催者・後援者・競技方法・参加対象・参加人員及び関係経費（運営費概算・参加料）等を明記すること。

### 2 後援について

①期日・②経費・③大会規模・⑤回数・⑥申請手続きについては共催に準ずる。

### 3 共催・後援する大会について

- ①共催は原則として高校生を参加対象とした大会であること。
- ②共催する場合、主管に開催県高体連専門部の名を連ねること。
- ③審判・役員の派遣依頼等の文書は、県内高校関係者には競技団体長名（前段）、開催県高体連会長名（後段）の連署で依頼すること。
- ④表彰について  
熊本県高体連会長名の賞状は作成しない。ただし、熊本県高体連会長名の連署を必要とし、競技団体で賞状を作成する場合は、この限りではない。
- ⑤熊本県高体連会長名及び専門部長名による広告依頼はできない。
- ⑥参加料（共催）については、加重負担にならない範囲（団体20,000円、個人2,000円以内程度を目安とする。）であること。

## 熊本県高体連申し合せ事項

### 1 専門委員会会議

- (1) 場 所 専門委員長校を原則とする。
- (2) 時 間 原則として13時以降とする。
- (3) 開催依頼 専門委員会開催依頼（別紙様式参照）を2週間前までに事務局にメールで提出すること。（発刊番号）
- (4) 旅 費 等 年2回分支出する。

### 2 専門委員長会議

全国高体連専門委員長会、九州高体連専門委員長会に派遣する。なお大会時に会議のない専門部は別途考慮する。

### 3 九州高校大会、全国高校大会申込み手続

当該種目の選手申込書、参加料、宿泊申込書を専門委員長がとりまとめ、高体連会長の承認を得て申し込むこと。

### 4 大会の開催

- (1) 要項等（別紙様式参照）を事務局にメールで提出する
- (2) 役員委嘱状（別紙様式参照）を事務局にメールで提出する。

### 5 大会費振込

高校総体費は5月中旬までに、県下大会費は開催の1ヶ月前までにグループごとに振り込む。

### 6 大会成績及び決算書提出

- (1) 成績表
- (2) 大会収支決算書（別紙様式参照）  
※大会終了後14日以内に提出する。

### 7 優勝旗、楯、杯、保管校を確認しておくこと。

### 8 大会費支出基準

#### (1) 審判・役員費

① 交通費	
高体連関係者	…………… 一律 1,000円
高体連関係者以外	……… 一律 1,500円
② 審判手当	
高体連関係者	…………… 500円
高体連関係者以外	…………… 1,000円

#### <支出凡例>

- ア 高等学校教職員(以後「高体連関係者」という。)の内、所属校から旅費(交通費、旅行諸費、日当等)の措置された者には交通費及び審判手当は支給しない。
- イ 高体連関係者の内、所属校から交通費のみ支給され、旅行諸費、日当等の措置されていない者には審判手当500円を支給する。

ウ 高体連関係者の内、所属校から旅費(交通費、旅行諸費、日当等)の措置されていない者には交通費と審判手当として1,500円を支給する。(会場から1.5km以内の学校に所属する高体連関係者は審判手当のみの500円を支給)

エ 高体連関係者以外の者には交通費及び審判手当として2,500円を支給する。

※ なるべく高体連関係者(宿泊不要の者)を充当する。

(2) 補助員費

生徒補助員費 600円

(3) 昼食

600円以内を原則とする。

(4) 会場整理費

公立高校(県市立) 半日 3,000円 全日 5,000円

私立高校 半日 4,500円 全日 9,000円

※ 体育館電気使用の場合、規定により支出する。

公共施設 使用規定による。

器具等運搬借上料 実費

(5) 医務費

学校養護教諭 1日 2,500円

医師 1日 30,000円

看護師 1日 6,000円

(6) 宿泊について

審判・役員の宿泊については原則として認めない。やむを得ず宿泊を必要とする場合は大会運営費よりまかなう。

(7) 上記以外の特別予算については協議する。

10 準専門部の設置について

(1) 目的

関係諸団体と連携し、高等学校における当該競技の健全な発展を図る。

(2) 理由

熊本県高体連に専門部のない未普及の競技については、全国高等学校総合体育大会県予選および、全九州高等学校体育大会県予選等が競技種目別団体において開催されている現状がある。熊本県高体連では、このような大会が教育的配慮に基づいて開催されるよう連絡調整機関として準専門部を設置する。

(3) 基準

準専門部として必要が出てきたとき理事会で検討し、評議員会の承認を得る。

(4) 組織

① 熊本県高等学校〇〇大会(全国予選・九州予選)の審議および開催についての連絡調整を図る。

② 委員長1名だけとする。(部長・専門委員は置かない)

③ 委員長は専門部を代表し会務を統括するとともに、本連盟招集の専門委員長会に出席し意見を述べるができる。

④ 全国・九州大会及び専門委員長会議への旅費等は支給しない。

⑤ 大会運営費については、県高校総体1回分の補助金を一部負担する。

⑥ 大会参加・役員派遣等の公文は高体連会長名で行なう。

(5) 大会運営

「熊本県高等学校体育連盟競技会開催規程(基準)」を遵守する。

「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、熊本県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）は、主事業である高等学校における体育・スポーツの普及・振興を図るうえで、個人の人格尊重のために個人情報が慎重に取り扱われるべきものであるという基本理念のもとこの方針を定め、本連盟加盟校及び関係者に周知徹底するとともに、確実に実行することとする。

1 本連盟の個人情報保護方針の目的

確実な個人情報の保護を実現し、加盟校生徒の利益が損なわれることのないよう、この方針を定める。

2 個人情報の取り扱いについて

本連盟は、個人情報の取り扱いについて個人情報保護のための管理体制を確立するとともに、適切かつ慎重に取り扱うものとする。

(1) 個人情報の収集について

個人情報の収集にあたっては、加盟校を通じて生徒・保護者に対し収集する目的を明確にし、その目的達成のための必要な範囲内において実施するものとする。

なお、本連盟で取り扱う個人情報の収集目的は以下のとおりとする。

(2) 収集目的

ア 加盟校における運動部の指導者、部員の実態を把握し、体育・スポーツの普及・振興、健康管理、安全対策のために活用するため。

イ 本連盟の主催する競技大会の円滑な運営のため。

ウ 全国高等学校体育連盟が主催または共催・後援する競技大会に参加するため。

エ 九州高等学校体育連盟が主催または共催・後援する競技大会に参加するため。

オ 大会競技結果の記録・管理を行うため。

カ 個人情報を統計的に処理するために必要な業務、または各種補助金業務等を行うため。

キ 組織運営上必要な書類の郵送、電話、メール等での連絡のため。

(3) 個人情報の利用について

収集した個人情報は、上記(2)の収集目的の範囲内で利用するものとする。

(4) 個人情報の提供について

個人情報を第三者に提供する場合は、上記(2)の収集目的の範囲内でこれを行うものとする。なお、上記については加盟校卒業後の生徒に関しても必要に応じ利用することがある。

3 安全対策の実施について

本連盟は、個人情報の正確性及び安全性を確保するために、情報安全管理対策をはじめとする安全対策について万全を尽くすものとする。

4 個人情報に関する法令・規範の遵守と個人情報の保護管理

本連盟は、個人情報に関する法令・規範等を遵守するとともに、コンプライアンス・プログラム(個人情報保護マネジメントシステム)の作成と継続的改善に努める。